

あなたのその資金調達の悩みを解決する
方法が“ここ”にあります！！

資金調達 “解体新書”

もう、これ以上やさしく書くことはできません！！
ベテラン経営者も、これから起業される方も、絶
対に知っていないと生き残ることができないと断
言できる資金調達の基礎知識です。

マイベストサポート（MBS） 吉田学

Email info@mbs-con.com

All Rights Reserved By My Best Support & Manabu Yoshida

～ご挨拶～

皆さん、こんにちは。マイベストサポート（MBS）の吉田学です。わが国は戦後最大の景気回復を向かえているそうです。いざなぎ景気より長い景気だったそうです。そして、法人税収がバブル期を越えたそうです。

国税庁によると、今年6月までの1年間（2006事務年度）に税務申告した法人所得総額が、前年度比13.3%増の57兆828億円となったそうです。バブル期の約53兆円を上回り、16年ぶりに過去最高を更新したとのこと。世の中、景気がよさそうに思えます。

しかしながら、帝国データバンクによると 2007年上半期の倒産件数は5394件となり、前期を14.1%、前年同期を16.6%それぞれ上回っています。

負債額別に見ると、負債5000万円未満の倒産は2261件となり、前期を9.0%、前年同期を30.9%それぞれ上回り、これら中小・零細企業の倒産増加が全体の倒産件数を押し上げる要因となっています。

その一方、大型倒産は低水準で推移しています。資本金別では個人経営（前年同期比+103.2%）の倒産が引き続き高水準でした。まずは、中小企業経営に係っている方は、“人ごとではない”この現実を認識して欲しいと思います。

また、こんな状況なのに、信用保証協会の保証残高は低くなっているそうです。これを良しとするかどうかは、色々な意見があるようですが、どうなのでしょうかね。おまけに、平成12年10月からは、責任共有制度が開始されています。

また、グレーゾーン金利の廃止にともなって、ノンバンク業界が大リストラです。全国の地方銀行の中小企業向け融資の債務保証を行っていた一部上場のクレディアさんは、民事再生するに至りました。

このクレディアさんの件がどれだけ多くの中小企業に影響するのかを考えてください。クレディアさんとは取引ないから・・・と言っている場合ではない、という

ことを自覚して欲しいと思います。地方銀行とその取引先である中小企業への影響は非常に大きいのですよ。

また、「ゆうちょ銀行」なるものが誕生したのをご存知ですね。“超スーパーメガ地方バンク”とでもいいでしょうか……。地方の中小金融機関は、今後、この「ゆうちょ銀行」とも競合するわけです。これは大変なことです。一時的に経営が苦しくなれば……。その影響のしわ寄せは中小企業にくるのです。

そして、大手一部上場ノンバンクのN I Sグループは、250人のリストラを実施しています。新規の貸し出しはほとんど行っていません（平成10年11月現時執筆時）。また、多くの中小ノンバンクは、地方店舗を統廃合しており、地方撤退を余儀なくされています。最近の情報ですと、大手消費者金融は何とか立て直しに向かっているようですが……。

さらに、平成20年10月には、何が起こりますか？

そうです。**政策金融改革です。国民生活金融公庫や中小企業金融公庫が統合されて、「日本政策金融公庫」に移行されます。**この事実を知らない起業家が実に多いのです。100年に一度の大改革ですよ。この影響が悪影響ではなくて、良い影響を与えてくれることを願うばかりです。

この何年かの間、政府が行っている改革などは、短期的には大量の血を流すことになります。誰が血を流すのか？　そうです……。中小企業です。「駄目な中小企業はどうぞ潰れてください！　膿は早めに出しますから……」という方針です。

それでは、このような状況下で中小企業にできることは何でしょうか？　というより、できることから始めましょうよ。

まずは、**資金調達の基本知識をおさらい**してみてください。ベテラン経営者も、これから開業する起業家の方も、この“基礎知識”に注目してみませんか？　今回執筆した、本E-BOOKは、この部分について徹底的にクローズアップしてみました。たとえば、短期プライムレートを知らなくても結構です。金利がどのように構成されているかなんて知らなくても結構です。

だけど、「政府系金融機関の代表的な3機関はどこか？またその利用方法は？」、「政府系金融機関に断られたどうすればいいのか？」、「信用保証協会の保証がおりないと銀行に言われた場合の対処方法は？」、「ノンバンクを利用せざるを得ない場合の注意点は？」・・・など、こういう基本知識の方が100倍大切です。

こういう基本的な知識があなたを救うことがあるのですよ。

一つのケーススタディを出しましょう。

ある地方の会社です。年商5億円ほどのサービス系企業ですが、どうしても資金調達できずに、私に相談しにきたのです。地元の金融機関はほとんど当たりましたが、ほぼ駄目だったそうです。借入先は、個人投資家からの融資も受けていました。また、大手ノンバンクの不動産担保融資も入っていました。

この会社は、私のたった一つのアドバイスで、6000万円の融資を受けることができたのです。何も魔法を使ったわけではありません。裏技でもありません。いって簡単なことです。第2章の「32」で解説している金融機関に相談しただけです。そう、その会社の社長は、そこで解説している金融機関を知らなかっただけのなのです。まだ支援してくれる金融機関があったのです。

もし、こういう基本的な知識を持っていれば、もっと早く楽になったのに、こういうケースが多々あります。いかに、資金調達の基礎知識が重要なのかがご理解いただけますね？

また、この金融環境化、「増収・増益」を目指すというのが大前提になります。いつの時代でも、業績のよい会社は資金調達に困りません。これは絶対的な普遍的なセオリーなのです。

そして、「決算書作り」に拘ってください。本書に中でも細かく解説していますが、毎月の試算表のチェックをお忘れなく。そして、資金ショートを早めに察知するために、資金繰り表を作成するということもお忘れなく。

これらは、とても重要な基本的な作業です。

現在は、格付け中心の審査体系ですから、決算書作りが超超重要になります。こういう基本的なことを行っている会社こそが生き残ることができるはずです。今後は、基本をおろそかにする会社はやはり厳しいでしょう。

唐突ですが、皆さんに一つ質問します。

「中小企業が実際に利用しやすい資金調達方法や種類、そして簡単な内容について10分くらいで解説してください。」

さあ、解説できますか？ 解説できない方は、資金調達の基本を分かっていないということですよ。これからの時代を生き抜くのは厳しいでしょう。

だけど、もう大丈夫です。このE-BOOKをなめるように読んで下さい。特に第1章は暗記するくらい！ これで、10分で他人に解説できるようになります。それくらい体に染み込ませるのです。

このE-BOOKで、あなたの資金調達に関する基本知識は私と同じくらいになります。このE-BOOKに書かれている基本知識とは、机上の理論でなく、経営者の立場から（経営者と一緒に）、10年の歳月で積み上げてきた現場実践の資金調達知識であるということを知ってください。

この10年というのは、資金調達を専業として実績を積み重ねてきたものです。副業ではありません。この10年の重みを感じ取ってくださいね。

あなたのその悩みを解決する回答がここにあります。

MBS 吉田 学より

著作権について

E-BOOK「資金調達・解体新書」は、著作権法によって保護されている著作物です。よって、本書の著作権は、マイベストサポート（MBS）吉田学にあります。また、マイベストサポート（MBS）吉田学の文書による許可なしで、資金調達マニュアルの一部又は全部を、あらゆる手段により複製及び転載することを禁止します。

■著作権とは？

「著作権」とは、法律的に、それを創作した本人が意識するしないにかかわらず、書いた瞬間からそれに対する著作権が発生します。例えば、特許法や意匠法などは、どなたでもご存知でしょう。これら知的所有権は、当然ですが、特許庁に登録しないと権利が発生しません。

しかしながら著作権は、たとえ誰も何もしなくても、誰かが何かを書いただけで、その創作物には著作権が自然に発生するものであると考えられるのです。もし著作権を侵害した場合には、法律で以下のようなことが規定されています。

●著作権法 119条

「次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する」とし、1号で「著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者」を列挙しています。

●著作権法 112条1項

「著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」と定めています。

また、同条2項には「著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又はもっぱら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる」としています。

※お願い！！

本E-BOOKは、マイベストサポート（MBS）吉田学や多くの協力者の事例・経験をもとに作成したノウハウ集です。私（吉田）は、あくまでも購入して下さった方ご本人のために活用していただくためにこのノウハウを公開したのであって、著作権を侵害する形でビジネスに利用されることは心外ですし、また断じて許すことはできません。転売、印刷販売、ネットオークションなど、あらゆる悪用を禁止いたします。基本的にこれらに違反した場合は、罰金 500 万円を請求致します。この点を何卒ご理解ください。明らかに権利を侵害されたと判断した場合は、顧問弁護士と相談の上、断固とした姿勢で厳重に対処いたします。

※連絡先／吉田 学

〒212-0054 神奈川県川崎市幸区小倉 618-1-204

電話：044 - 542-8986 F A X：044 - 542-8987

Eメール：info@mbs-con.com

※お願い）連絡は「Eメール」のみで御願ひ致します。

目次 (INDEX)

第1章／資金調達の全体像を理解して下さい!! (P 15)

1. 資金調達の方法はどれくらいありますか？
2. 融資制度にもいろいろ種類があるようですが、全ての制度を活用できるのでしょうか？
3. 同時に「2つ」の融資制度の申請はできないのですか？ 一つに絞った方が良いという意見もあるようですが…。
4. 以前、人材確保関連の助成金をもらうことができました。「補助金・助成金」って意外と簡単にもらえるものですね？
5. 結局、中小・ベンチャー企業にとって最も効率的な資金調達方法は何なのでしょうか？よくわかりません・・・。
6. 事業計画書のない会社は資金調達することができないのでしょうか？
7. ‘直接金融の時代’というけど、ベンチャーキャピタルって本当に中小・ベンチャー企業に投資してくれますか？また社債の発行ってできるのですか？
8. 資金調達の際は、やはり専門家の意見を聞いた方が良いのでしょうか？
9. 新会社法って?? 資金調達と何か関係あるのですか？

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎新会社法編 その1 ～会計参与って何かいいことあるの?～

第2章／政府系金融機関の融資を徹底攻略する!! (P 41)

10. 政府系金融機関って何でしょう？俗にいう「公庫」のことですか？
11. 国民生活金融公庫が平成20年10月になくなるそうですが、その後はどうなるのですか？
12. 国民公庫に関するノウハウ①国民公庫とは何ですか？本当に利用できますか？
13. 国民公庫に関するノウハウ②普通貸付とはどういう制度ですか？

14. 国民公庫に関するノウハウ③新規開業者向けの制度があるそうですが？
15. 国民公庫に関するノウハウ④女性や中高年に有利な制度があるそうですが？
16. 国民公庫に関するノウハウ⑤特別貸付って何が特別なのですか？
17. 国民公庫に関するノウハウ⑥申請の手続きが複雑そうですが…
18. 国民公庫に関するノウハウ⑦創業計画書の作成って意外と簡単ですね…？
19. 国民公庫に関するノウハウ⑧創業計画書の他に必要な書類はありますか？
20. 国民公庫に関するノウハウ⑨借入申込書の作成ってとても簡単ですね？
21. 国民公庫に関するノウハウ⑩ 企業概要書って何ですか？
22. 国民公庫に関するノウハウ⑪生活衛生貸付って何ですか？
23. 国民公庫に関するノウハウ⑫無担保・無保証人制度を申請したいと思っています！
24. 国民公庫に関するノウハウ⑬経営改善貸付（マル経融資）の6ヶ月の指導なんて待てません！
25. 国民公庫に関するノウハウ⑭自己資金が必要資金額の1/2も用意できません…。
26. 国民公庫に関するノウハウ⑮面談が不安です…。何かコツなどはありますか？
27. 国民公庫に関するノウハウ⑯信用保証制度も活用できると聞きましたが？
28. 国民公庫に関するノウハウ⑰一度申請して融資を断られると、6ヶ月間は申請しても無駄って本当ですか？
29. 国民公庫に関するノウハウ⑱国民公庫から「お金を借りませんか？」言われましたが？
30. 中小公庫に関するノウハウ①中小公庫って活用できるのでしょうか？
31. 中小公庫に関するノウハウ②どういう制度がありますか？
32. 商工組合中央金庫に関するノウハウ／商工中金ってどういう機関なのですか？また、協同組合等の組合員しか利用できないと聞きましたが…。
33. 農林漁業金融公庫って何ですか？

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎新会社法編 その2

～資本金1円で会社を設立して本当に開業融資を受けられるの？～

第3章／信用保証協会を徹底攻略する!! (P108)

- 34. 信用保証協会ってどういう機関ですか？
- 35. 信用保証料が9区分に細分化されたといいますが、これは一体どういうことなのでしょう？
- 36. 責任共有制度って何ですか？何か影響ありますか？
- 37. 信用保証協会の審査の基準って何ですか？
- 38. 保証協会債権回収株式会社って何ですか？ここでも債務保証してくれるのですか？
- 39. 信用保証付き融資の制度には、「無担保・無保証人制度」がたくさんありますね。
- 40. 信用保証付き融資で開業資金を申請したいのですが、自己資金が必要資金の1/2もありません。
- 41. 信用保証付き融資の申請窓口はどこですか？
- 42. 信用保証付き融資の申請は、どの窓口から申し込んでもいいのですか？
- 43. 信用保証付き融資を銀行経由で申し込みましたが「融資できません」の回答…どうすればいいのでしょうか？

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎新会社法編 その3 ～取締役が一人でOKになりました！～

第4章／銀行融資を徹底攻略する!! (P136)

- 44. “銀行融資”の定義は…？何をもって銀行融資と言うのでしょうか…？
- 45. 銀行融資を獲得するコツは何ですか？
- 46. 具体的な銀行対策はどうすればいいのでしょうか？
- 47. 財務分析とは何ですか？そんなに大事な…？
- 48. 銀行に提出する資料はどんなものがありますか？
- 49. ビジネスローンについて教えてください。
- 50. クレジットスコアリングとは何ですか？ビジネスローンを攻略する鍵だと言われていますが…。
- 51. 具体的にはどういう「中小企業向けのビジネスローン」がありますか？①

- 52. 具体的にはどういう「中小企業向けのビジネスローン」がありますか？②
- 53. 具体的にはどういう「中小企業向けのビジネスローン」がありますか？③
- 54. 具体的にはどういう「中小企業向けのビジネスローン」がありますか？④
- 55. 具体的にはどういう「中小企業向けのビジネスローン」がありますか？⑤
- 56. 銀行融資を勝ち取るための必要な能力とは・・・？
- 57. 銀行員ってどんな人ですか？
- 58. よく、「実質債務超過」、「実質赤字」などといいますが、これはどういう意味ですか？

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎登記の仕方によって資金調達できなくなることも・・・。

第5章／銀行融資を徹底攻略する!! (金融検査マニュアル編) (P187)

- 59. 「金融検査マニュアル」って何ですか？
- 60. 以前の「貸し渋り」と「金融検査マニュアル」は何か関係あるのでしょうか？
- 61. 金融検査マニュアルは企業に対して、どのような影響を及ぼしますか？また何か役に立ちますか？
- 62. 「金融検査マニュアル」の具体的な内容は？
- 63. 「金融検査マニュアル別冊 (中小企業融資編)」はどんな内容ですか？何か役立ちますか？
- 64. 「金融検査マニュアル別冊 (中小企業融資編)」から学び取れる銀行交渉の具体的なポイントはありますか？

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎ノンバンカーの悲哀・・・。

第6章／その他の融資手法を徹底攻略する!! (P209)

- 65. 公的融資や信用保証制度以外に活用可能な融資制度はありますか？
- 66. ノンバンクからの商工ローンで融資を受けたら、もう倒産してしまうのでしょうか？
- 67. 消費者金融からはお金を借りない方が良いですよ？また、事業資金として利用できるのですか？
- 68. 農協や生命保険会社も融資してくれるのでしょうか？
- 69. フリーローンって何ですか？事業資金として利用できるのですか？
- 70. ノンバンクを利用する際に個人信用情報がポイントで あると聞いたことがありますか？

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎私が会ったブローカー その1 ～M資金ブローカー～

第7章／リスケジュールで会社を守れ!! (P227)

- 71. お金を借りたけれど、返済できなくなりました。どうすればよいのでしょうか？
- 72. リスケジュールの方法①どのようにお願いすれば良いのですか？
- 73. リスケジュールの方法②何度お願いしてもリスケに応じられません。次の手はありますか？
- 74. リスケジュールの方法③信用保証協会がリスケに応じないと銀行が言うのですが…？
- 75. リスケジュールの方法④最終的にはどうすればいいのですか？
- 76. リスケジュールの方法⑤リスケをせざるを得ませんが、連帯保証人はどう対処すればいいのですか？
- 77. 友人の経営者から保証人になってくれと頼まれました。うまく断る方法はあるですか？

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎私が会ったブローカー その2 ～コテコテなやつ～

第8章／補助金・助成金を徹底攻略する!! (P 247)

78. 補助金・助成金って何ですか？給付金や奨励金とは違うのですか？
79. 補助金・助成金は本当に返済不要なのですか？
80. 収益納付って本当にしなくてはならないのですか？せっかくもらったのに…。
81. 「交付します」という決定をもらえました。しかし、なぜすぐに入金してくれないのですか？
82. 補助金・助成金は申請すればもらえるのですか？知人の経営者が「簡単にもらえた」と言っていました…。
83. 技術・研究開発に関する補助金・助成金をもらうのは大変そうですね。これは何度でも申請できるのですか？
84. SBIRって何ですか？補助金・助成金のことでしょうか？
85. SBIRの具体的な支援策にはどのようなものがありますか？
86. SBIRの特定補助金の概要を教えてください。
87. 私の会社が申請できる補助金・助成金にはどのような制度がありますか？
88. 補助金・助成金の申請書はどのような構成になっているのですか？
89. 補助金・助成金の審査ポイントを教えてください。
90. 補助金・助成金の申請書は難しいそうですが、効率的に作成する方法はありませんか？
91. やはり補助金・助成金の申請書は難しい…。申請内容を効率よくまとめるコツを教えてください。
92. どういう制度に申請したらいいですか？①代表的な制度を教えてください。
93. どういう制度に申請したらいいですか？②代表的な制度を教えてください。
94. どういう制度に申請したらいいですか？③代表的な制度を教えてください。
95. どういう制度に申請したらいいですか？④代表的な制度を教えてください。

♪Break Time♪ ～ちょっと一休み～

◎私が会ったブローカー その3 ～Eメールブローカー～

第9章／法律承認の基礎を理解する!!（P296）

- 96. 法律の認定・承認とは何ですか？
- 97. 法律認定・承認は本当に効果があるのですか？悪質なコンサルタントもいると聞きますが・・・？
- 98. 中小企業新事業活動促進法①これはどういう法律ですか？
- 99. 中小企業新事業活動促進法②承認されると何か良いことがありますか・・・？
- 100. 中小企業経営革新支援法③申請～承認までのポイントを教えてください。

第1章／資金調達の全体 像を理解して下さい!!

1. 資金調達の方法はどれくらいありますか？

⇒融資、補助金・助成金、投資、社債などいろいろありますが、活用しやすい資金調達のやはり方法は限られています。

資金調達の方法ってどれくらいあるかご存知でしょうか？皆さん、そんなこと考えたことがありますか？ たくさんありますが、誰でも思いつくのは、

- ・「親族・知人からの借入」
- ・「融資」
- ・「補助金・助成金」
- ・「出資」
- ・「社債」

などでしょう。

「親族・知人からの借入」はできればしたくないですね。しかし、状況に応じて、せめて親兄弟からは、借りることができるなら頭を下げてでも借りておきましょう。

困った時の親頼みです。こういう方法を毛嫌いする方もいますが、本当にそうでしょうか？「親族からの力は借りない」という意見も尊重しますが、是非、検討できるのなら考えて欲しいと思います。

次に、「融資」、「補助金・助成金」……。これらは独立開業者や中小・ベンチャー企業が最もお世話になる資金調達方法と言えるでしょう。この「融資」、「補助金・助成金」の活用方法をいかに極めるかが重要です。

「出資」、「社債」はどうでしょうか？

つまり直接金融のことです。ちょっと難しい用語でしょうか？ 後で説明しますね。かつては、政治家やお役人さんは、「銀行から融資をしてもらえなくても、中小・ベンチャー企業だって直接金融（投資や社債）によって資金調達ができる」などと

簡単に口にされていましたが、これは本当でしょうかね。この点、実態はどうなの
でしょうか？

ちなみに、「直接金融」とは、企業が社債や株式などの証券を発行し、証券市場を
通じて、これらの証券を企業や個人に直接売却して資本を調達することをいいます。
これに対し「間接金融」とは、主に銀行などの金融機関を経由して（つまり金融機
関からの借り入れの形をとり）、企業ないし個人が所有する資本を調達することをい
います。

簡単に言えば、「**直接金融とは社債や株式の発行による資金調達**」、「**間接金融と
は銀行からの借り入れによる資金調達**」ということです。

資金調達とされる方法はたくさんありますが、独立開業者や中小・ベンチャー企
業が本当に有効利用できる制度となると、やはり限られてきます。

<ここがポイント！>

中小企業にとって、可能性の高い資金調達方法は、

- ・ 親族・知人からの借入
- ・ 融資
- ・ 補助金・助成金
- ・ 出資
- ・ 社債

これだけありません。よって、これを徹底的に理解して、いかに活用していくか
を常に考えて欲しいと思います。

2. 融資制度にもいろいろ種類があるようですが、全ての制度を活用できるのでしょうか？

⇒独立開業者や中小・ベンチャー企業が利用しやすい融資制度は、基本的に“2つ”だけだと思ってください。

前頁で独立開業者や中小・ベンチャー企業者が最もお世話になる資金調達方法は“融資”であると説明しましたが、一口で融資と言っても実にたくさんの制度があります。様々な分類方法があると思いますが、ここでは大きく以下の4つに分けてみました。これを是非、頭に叩き込んでおいて下さい。

1. 政府系金融機関からの融資（→第二章）
2. 信用保証付き融資（→第三章）
3. 金融機関からの銀行融資（プロパー・ビジネスローン融資）（→第四章）
4. ノンバンクからの事業者ローン（→第六章）

これらの中で独立開業者や中小・ベンチャー企業者が利用しやすいのは、原則としてやはり、「1. 政府系金融機関からの融資」と「2. 信用保証付き融資」であると理解して下さい。

「3. 金融機関からの銀行融資」は、**ビジネスローン**の登場により活用しやすくなったとは思いますが。ただ、現状（平成19年10月執筆時）においては、日に日にその審査基準は厳しくなっています。この現状をお忘れなく!!（ビジネスローンについては第4章を参照してください。）

また、「4. ノンバンクからの事業者ローン」も非常に高金利ですので、活用方法を間違えると悲惨なことになります。ただ、これも活用の仕方次第です。メリット・デメリット、そしてリスクを理解した上で活用して欲しいと思います。

起業ステージに応じて解説しますと、開業時に活用する融資は、政府系金融機関からの融資、信用保証付き融資（自治体制度融資）です。そして、その後、2～3年くらいも同様にこれらの公的融資制度中心に資金調達を検討していく必要があり

ます。そして、2～3年経つと、ビジネスローンが活用できるようになります。そうしたら、融資アイテムにビジネスローンを加えて検討していくことができますね。さらに、企業規模や事業拡大に応じて、もちろんプロパー融資の積極的な活用も可能になるかもしれません・・・。

さて、これまでで、もしかしたら初心者の方にとっては、あまり聞きなれない用語が出てきたと思いますので、いくつか解説しておきます。ご参考にしてください。

・政府系金融機関

政府系金融機関とは、政府が全額または一部出資した金融機関で、政策に沿った投融資を手掛けています。主なものに国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行などがあります。平成20年10月以降、統廃合、民営化されます。詳細はこちらまで。<http://www.g-afi.com/>

・信用保証（付き融資）

信用保証とは、信用保証協会が事業者の債務の保証を行うことにより、金融機関からの資金の調達を円滑にし、中小企業をバックアップする制度のことをいいます。この信用保証制度を利用した融資を、総じて「信用保証付き融資」等と呼びます。（別称「マル保」、「しんぽ」。）

・プロパー融資

「信用保証付き融資」が信用保証協会の信用保証がついて初めて民間金融機関が融資するのに対し、「プロパー融資」とは、銀行独自の貸し出しを指します。ビジネスローンはプロパー融資の一つである、という考えと別物という捉え方もあるようです。しかしながら、あまり神経質にならなくて結構です。

・ノンバンク

銀行は、原則として預金で集めた資金を企業や個人に融資しています。ノンバンクは銀行等から借り入れた資金を融資の原資としており、個人向けには無担保で融資を行うことが中心的業務になっています。銀行が貸し渋りで批判を受けていた時代には、銀行は企業に融資することなく、このノンバンクに融資を行い、そ

のノンバンクが高利で事業者や個人に貸し出していた訳で、この仕組みが世間の批判の対象となっていたわけです。

<これがポイント！>

中小企業にとって、特に、特に活用すべき資金調達方法は「融資」です。安易に「融資がダメだったから、次はベンチャーキャピタルからの出資を検討しよう」という考え方は捨ててください。まずは徹底的に融資に拘ってください。出資を受けることが悪いということではないのです。まずは融資に徹底的に拘ってください。

♪ Break Time ♪ ～ちょっと一休み～

◎新会社法編 その1 ～会計参与って何かいいことあるの？～

会計参与を設置している会社の決算書は、信頼性が高いと思われませんが、公的機関や金融機関の評価はどうなのでしょう？ 会計参与を設置していると、それだけ融資の審査が有利になるというようなことはあるのでしょうか。

※会計参与

http://www.inbloom.jp/foresight/07_new_comp_act/qa.html#q6

融資の審査に関して、会計参与設置企業が、そうでない企業と比較して、“劇的に”有利である、とは言いがたいと現状は思われます。しかし、少しずつですが、公的制度でも、民間の銀行でも、会計参与設置企業を評価する姿勢が見えてきましたような気も・・・。

やはり、会計参与を設置している会社の決算書は、他社の決算書とは異なり会計の専門家が作成に関与しているという点で、信頼性が高いという評価につながりますので、今後、融資の審査に好影響を与えるようになるでしょう。今後とも、注意深く見守る必要があります。

それと、平成18年4月以降、信用保証協会の保証料率の弾力化が行われています。平成18年4月1日申込受付分より、従来、原則一律であった保証料率（無担保保証：1.35%）を「0.5%～2.2%」の範囲で9区分に細分化しています。これを「リスク考慮型保証料率」と言います。

さて、この保証料決定のプロセスにおいて、保証料率の割引制度として、「会計処理による割引（0.1%）」というものがあります。簡単にご説明しますと、信用保証協会は、中小企業の「会計処理による割引」として、4つの該当を示してしており、その一つに、次のような条件があります。

それは、「会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類をご提出いただいた会社」という条件です。

つまり、会計参与設置企業は、0.1%の保証料率の割引が実施されるのです。これは、会計参与設置企業が評価されているケースの一つだと思われます。自治体融資に関しても、信用保証協会と同様の優遇制度を実施している地方自治体があります。しかし、全国全ての自治体が実施しているわけではありません。よって、各自で、地元の自治体融資を調べてみてくださいね。

次に銀行ですが、民間の銀行のビジネスローンやプロパー融資に関しては今のところ大きな影響はなさそうです。しかし、公的融資制度においては、会計参与設置企業に対する優遇制度が少しずつ実施されていると言えるでしょう。

これはきっと、今後、民間金融機関における“格付け”に関して、多少なりとも影響してくると思われます。実際、一部の金融機関においては、定性要因として評価しているようです。但し、今後とも、「会計参与という制度を導入しているから劇的に融資を受けやすくなる！」というようにはならないと思います。

一番重要なのは、経営者が、日頃からの決算書作りに関する積極的な姿勢を金融機関に示すことです。会計参与を設置する、といういうのも経営者の積極的な姿勢の表れの一つなのではないでしょうか・・・。

第2章／政府系金融機関 の融資を徹底攻略する!!

10. 政府系金融機関って何でしょう？ 俗にいう「公庫」のことですか？

⇒簡単に言うとそうです。概略は押さえておきましょう。

「政府系金融機関」とは、政府が全額または一部出資した金融機関で、政策に沿った投融資を手掛けています。主に財政投融資から原資を調達するほか、国の一般会計から補助金などを受け、民間金融機関に比べ低い金利で融資を行います。

たとえば、あの「六本木ヒルズ」も政府系金融機関（日本政策投資銀行）が支援しています。日本政策投資銀行は、1986年に始まった「六本木ヒルズ創出のプロジェクト」に計画早期の段階から関わり、融資を行っています。このように、主に大きなプロジェクトや社会整備資本などで民間を補完する政府系金融機関もありますよ。

さて、政府系金融機関は、主に以下のものがあります。

1. 国民生活金融公庫（通称“国民公庫”又は“国金”）
2. 中小企業金融公庫（通称“中小公庫”）
3. 商工組合中央金庫（通称“商工中金”）
4. 農林漁業金融公庫（通称“農林公庫”）
5. 日本政策投資銀行（通称“DBJ”）

特に上記1～3は、政府系金融“3”機関とも言われ、中小企業融資の中心を担っている機関です。もうほとんどの方が名称だけでもご存知でしょ？

政府系金融機関の本来の目的は、民間では難しい分野を扱うことでした。しかし、近年では“民業圧迫”との批判も高まっており、これらの機関は行政改革で統廃合、民営化されることに決定しました（政策金融改革）。

平成20年10月に、「日本政策金融公庫」という新たな政府系金融機関が設立され、これに一本化されます。この政策金融改革に関しては、次項で解説したいと

思います。

さて、この「政府系金融機関」の中で特に独立開業者や中小・ベンチャー企業が最初に利用しやすい機関は「**1. 国民生活金融公庫**」でしょう。もう多くの方が利用しているはずです。この「国民生活金融公庫」とは、中小企業をはじめ広く国民に事業資金、教育資金、恩給担保貸付などの融資を行っている機関です。

これら以外にも「沖縄振興開発金融公庫（通称“沖縄公庫”）」などがあります。尚、「沖縄振興開発金融公庫」は読んで字の如く、“沖縄県の事業者向け融資”を取り扱っています。

<ここがポイント！>

中小企業者にとって、欠かすことのできない金融機関が、これら政府系金融機関です。徹底的に攻略したいですね。一度、じっくりと国民生活金融公庫のホームページ（<http://www.kokukin.go.jp/>）を隅から隅まで読んでみてはどうでしょうか？何かしらヒントが見つかるかもしれませんよ。

11. 国民生活金融公庫が平成20年10月になくなるそうですが、その後はどうなるのですか？

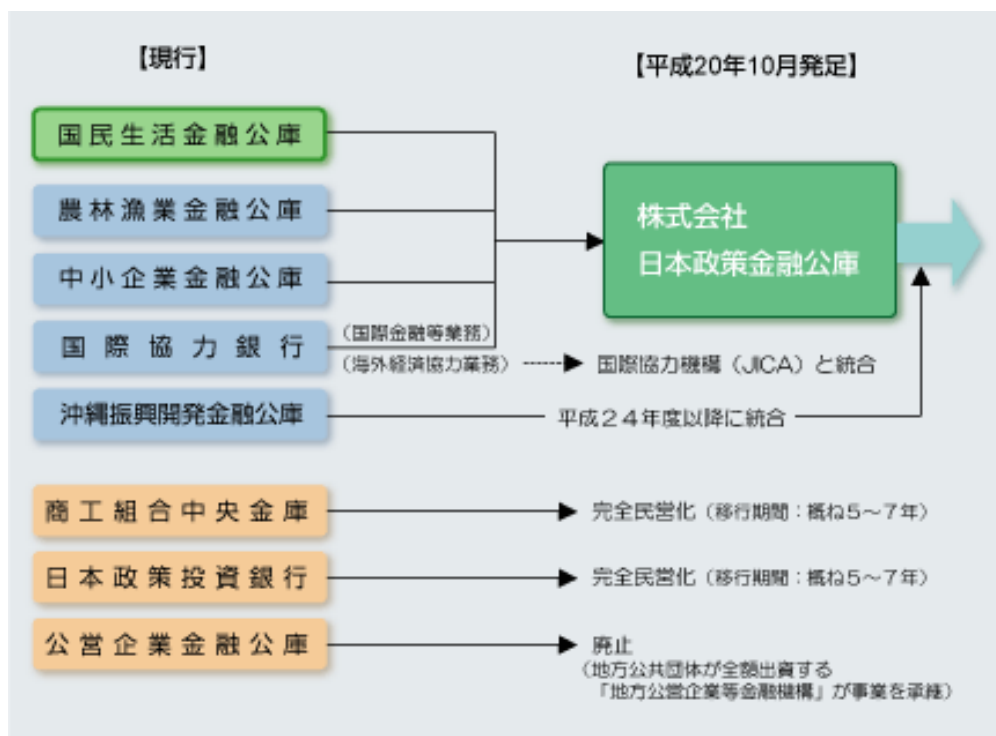
⇒はいそうです。日本政策金融公庫という新機関に移行されます。

日本政策金融公庫に関しては詳しくは、こちらのWEBをご覧ください。

<http://www.g-afi.com/>

平成20年10月に、中小企業融資の中心を担ってきた「国民生活金融公庫」や「中小企業金融公庫」などが統廃合・民営化されます（政策金融改革）。この事実を知らない起業家が実におおいこと！

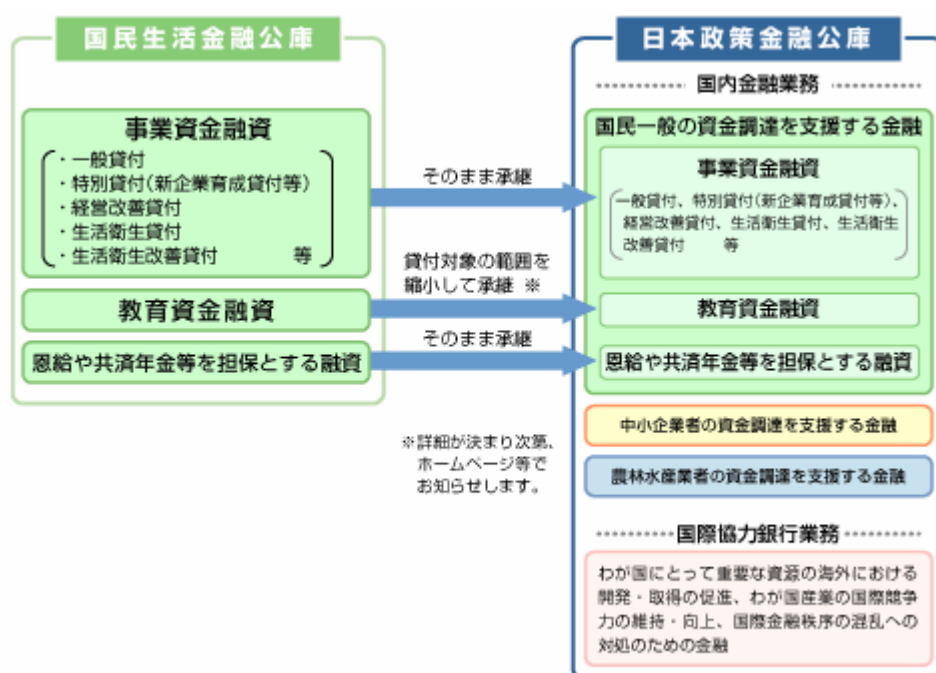
※政府系金融機関の統廃合、民営化の推移（出典：国金 HP より）



この政策金融改革は郵政改革に続く「改革の二の丸」と位置づけられる程のもので、平成20年10月に新たな政府系金融機関「株式会社日本政策金融公庫」が設立

され、国民生活金融公庫などはこの新機関に移行するわけです。“小企業への小口融資”や“創業支援”などの当公庫の事業資金融資(経営改善貸付(マル経)、生活衛生資金貸付を含みます。)は、そのまま日本政策金融公庫に承継されると公表されています。また、教育資金融資については、貸付の対象の範囲を縮小し、承継されま
す。業務も引き継がれます。

※新機関への業務の引継ぎについて（出典：国金 HP より）



それなら、何の問題もなさそうに思えそうですが、本当にそうでしょうか？ 実際の多くの専門家はこれに関してあまりにも無関心だと思いますが、皆さんはどう思いますか？

零細・中小企業融資においては、政府系金融機関が中心的な役割を果たしてきたことは事実です。いかに重要なものであるか！！

たとえば単純に考えてみてください。これまでは、複数の政府系金融機関から融資を受けることも可能でした。相談・申請可能な窓口が減少するだけでも、これはデメリットなのかもしれません。これまでは、国民生活金融公庫、中小企業金融公

庫、そして、商工組合中央金庫の3機関から融資を受けていた中小企業だってあったはずです。

これが一つになるのです。(商工組合中央金庫は民営化されます。)

これまで、資金調達に困っていて、中小企業金融公庫と取引のない中小企業に、「中小企業金融公庫に相談してみたら」というアドバイスをただけで、融資を受けることができたケースもあるのです。

さて、現在、国民生活金融公庫から融資を受けている中小企業は、この取引を是非とも継続して欲しいと思います。大手銀行から融資(ビジネスローン等)を受けることができるようになったからといって、いつの間にか政府系金融機関との取引をしなくなる経営者も多々います。

新機関が発足後はもしかしたら、現場が混乱するかもしれません。また、移行後の審査状況もどうなることでしょうか…。現在、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫と取引のある中小企業は、この関係を反故することなく是非とも継続・重視してください。

まずは、現在の政府系金融機関をしっかりと理解して、その攻略法を身に付けるべきです。そうすれば新機関移行後も、どのように引き継がれていくかが容易に理解できるはずです。

<ここがポイント！>

平成20年10月は、一つのターニングポイントです。この時期を境に、政策金融がどのようになっていくのか・・・？ これは中小企業にとって欠かすことのできない情報です。必ず、各自追っかけてください。

第3章 / 信用保証協会を 徹底攻略する!!

34. 信用保証協会ってどういう機関ですか？

⇒中小企業をバックアップする「確かな保証人？」とされています。

本章から、「信用保証協会（信用保証付き融資）」の活用に関する知識とノウハウを説明していきます。この「信用保証協会」とは、中小企業者などに対する金融の円滑化を図ることを目的として設立された公的機関です。

事業を営んでいる方が金融機関から事業資金の調達をしたい時、信用保証協会に保証を申し込み、これに基づいて信用保証協会が債務の保証を行うことにより資金の調達をスムーズにする仕組みを「信用保証制度」といいます。

この信用保証協会の債務保証（信用保証）を利用して、民間金融機関から融資を受けることのできる制度を「**信用保証付き融資**」などと言われています。通称、「マル保」または「信保（しんぽ）」等とも言いますね。又は「**自治体制度融資**」、単に「**制度融資**」などという場合もあります。

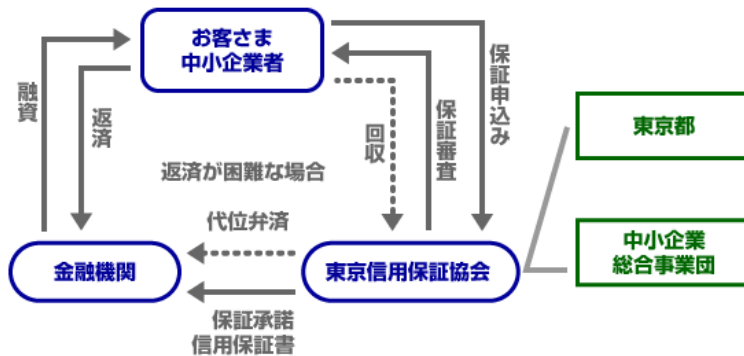
これらの違いは、簡単にいうと、単に信用保証協会と金融機関の間で実施される融資のことを総じて「信用保証付き融資」といい、これに自治体加わると、「自治体制度融資」といわれています。

あまり難しく考えないで下さいね。要は、信用保証協会の債務保証（信用保証）が行われてはじめて銀行から融資が実行されるものを総じて「信用保証付き融資」という、と覚えておいて下さい。

さて、もし何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合にはどうなるのでしょうか？ その時は、信用保証協会が債務者に代わって「代位弁済」することになるのです。そう、金融機関は損をしません。損をするのは信用保証協会です。

しかし、この代位弁済は、あくまでも「一時立替払い」の性質を持ちます。信用保証協会は、代位弁済したものについて“取り立て”を実施します。

■信用保証制度とは？（東京信用保証協会HPより）



■利用対象企業

業種	資本金	従業員数
製造業(建設・運送を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
鉱業	3億円以下	900人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

※「資本金(出資金)」もしくは「常時使用する従業員数」のいずれかが該当していれば利用できます。

ここでいくつかの聞きなれない用語がでてきましたので、これらをご確認ください。とても重要な用語です。

・債務保証

債務保証とは、債務者の債務の履行を第三者（例えば「信用保証協会」）が保証人となって代行することをいいます。第三者が一定の保証料等を受け取る見返りに、債務者の債務履行を保証するわけです。この債務保証をベンチャー・中小企業に対して行っている代表的な機関が「信用保証協会」です。また、「情報処理振興事業協会（IPA）」等も債務保証を行っています。

・代位弁済

信用保証付き融資が倒産などの事故により返済を行うことが出来なくなった場合

に、信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関に対して元本と利息等を支払うことを代位弁済といいます。

◎連帯保証人は要求されるのか？されないのか？

それと勘違いしてほしくないのですが、信用保証協会は「中小企業をバックアップする“確かな保証人”」というキャッチフレーズを使いますが、それなら連帯保証人がいなければ、信用保証協会を利用すれば必ず融資を受けられるのか？と思いますよね。

<※以降、削除>

第4章／銀行融資を徹底 攻略する!!

44. “銀行融資”の定義は・・・？ 何をもって銀行融資と言うのでしょうか・・・？

⇒銀行融資、公的融資など、様々な融資がありますが、一体どう違うのかを明確にしておきたいですね。

かつては銀行も“貸し渋り”などで、世間の批判を受けてきましたが、最近はそのような傾向はおさまりました。けれど、“貸し渋り”は、完全になくなったわけではありません。いつの時代でも貸し渋られている企業はあるのです。

バブル崩壊後の銀行は、財務的にはかなり厳しい状況だったのは、皆さんも記憶に新しいでしょう。今や、財務基盤も強化されて、基本的には回復しております。ちょっと古い資料ですが、当時の苦悩が理解できますね。

■大手金融機関のリストラ計画（人員削減計画） （単位／億円）

	人件費 () 内は従業員数 (人)	
	平成15年3月実績	平成19年3月計画
	みずほ銀行	3,132 (27,900)
UFJ銀行	2,242 (22,327)	2,102 (19,650)
三井住友銀行	2,543 (24,024)	2,298 (20,500)

出典：金融庁／経営健全化計画の見直し（平成15年9月）より

■りそなグループのリストラ計画（人員削減計画）

	平成15年3月実績	平成19年3月実績
役員数 (人)	46	41
役員報酬 (百万)	688	405
従業員数 (人)	19,307	15,597
人件費 (百万)	159,599	112,000

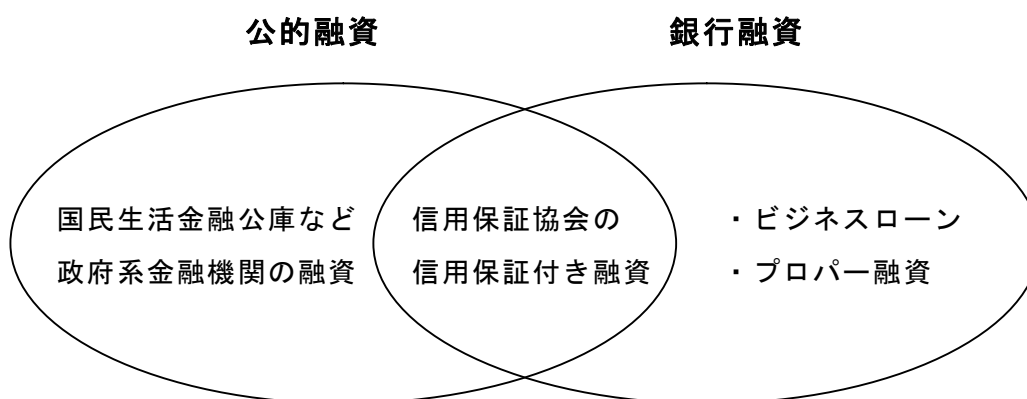
出典：経営の健全化のための計画（平成15年6月より）

さて、それでは銀行融資の定義について、説明しましょう。

一言でいうのなら、銀行や信用金庫が貸し出す融資は全て「銀行融資」です。たとえば、プロパー融資やビジネスローン、そして、信用保証協会付きの融資も銀行融資と言えます。

そして、国民生活金融公庫などの政府系金融機関からの融資や信用保証協会付きの融資は「公的融資」と一般的には呼ばれています。信用保証協会付きの融資はどちらにでも属しますね。

こんなイメージでしょうか。



第一章の「2」においても既に解説しましたが、中小企業においては、まずは、公的融資制度を使いこなして、それからビジネスローン、そしてプロパー融資と、事業規模や事業拡大に応じて活用していく、というのがセオリーです。

つまり、起業ステージに応じて解説しますと、開業時に活用する融資は、政府系金融機関からの融資、信用保証付き融資（自治体制度融資）です。そして、その後、2～3年くらいも同様にこれらの公的融資制度中心に資金調達を検討していく必要があります。そして、2～3年経つと、ビジネスローンが活用できるようになります。そうしたら、融資アイテムにビジネスローンを加えて検討していくことができます。さらに、企業規模や事業拡大に応じて、もちろんプロパー融資の積極的な活

用も可能になるかもしれません・・・。

このビジネスローンの登場によって、多くの中小企業に資金が提供されることになりました。ビジネスローン登場期には、本当に多くの中小企業にバカみたいな融資を行っていたのです。

当時のいくつかの事例を紹介しましょう。

<事例> S県 Y社

Y社は業歴20年のコテコテの中小製造業です。主に地元の地方銀行をメインに信用金庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの金融機関と取引がありました。業績は不況の影響を受け、決して良いとは言えません。借入れも多額です。

しかし、二代目社長の頑張りにより、売上高は何とか横ばい状況です。二代目社長は売上アップを図るために、新規事業を興そうと考えていました。そこで、メインの「地方銀行」に相談しましたが、あっけなく断られたそうです。

そこで、二代目社長とオーナーから相談を受けました。「絶対、支援してくれると思ったのに…。支店長が変わったとたん、急に冷たくなったのです。どうしてでしょうか？」とかなりがっかりした様子です。しかしながら、支店長がかわったというのはあまり関係なく、借入れも多額だったため、もうこれ以上融資はできない、というのが金融機関の本音だったと思います。

そこで、私は「それじゃ、都市銀行さんをお願いしてみたらどうですか？」とアドバイスしました。そのときの二人の表情ときたら、もう呆気にとられていました。

「吉田さん、当社はメインの地方銀行に断られた会社ですよ。しかも、そことは20年の付き合いです。こんな零細企業にお金を貸す都市銀行なんてあるわけないでしょう？恐れ多くて都市銀行なんて行けませんよ」と反論されました。

当然です。Y社は今まで都市銀行との付き合いは一度もありません。彼らは、都市銀行は、「大企業にしか貸さない」と思っています。

結局、メインの地方銀行に再度交渉したのですが、やはりダメでした。諦めたY社は、私に言われたとおり都市銀行に融資を申し込みました。

そして、結果として1,000万円の融資を受けることができました。しかし、当時としては、これは決して珍しい話ではありませんでした。ビジネスローン登場時期にはこんなことも多々ありましたよ。

<事例> K県 N社

N社は創業3年目のITベンチャー企業です。第1期目の売上高は約4千万円で、利益も出ました。これまでに信用金庫から信用保証付き融資を2,000万円ほど受けています。

設備投資と研究開発の結果、遂に大手企業からの引き合いがきました。N社の技術を認めて、取引したいという大企業が現れたのです。N社にとっては会社を大きくするチャンスです。

しかし、3,000万円の投資と運転資金が必要でした。そんな大金はありません。そこで、N社の社長は、すぐに付き合いのある信用金庫に相談しました。ところが、回答は「NO」です。「貸したばかりなので、もう少し返済して下さい」。信用保証協会の回答も同じです。

N社から相談を受けたのはそんな時でした。実はこの社長はアジア出身の外国籍の方で、2,000万円の融資を受ける時も大変な思いをされたそうです。担当者は口には出さないものの、どうやら「外人だから…」という理由で差別的な待遇を受けたということでした。当時、自己資金は十分にありながら、連帯保証人を2人も出して、ようやく2,000万円の融資を受けることが出来たのでした。

これには私も「かなり難しいですよ。私も心当たりの金融機関を当たりますから、社長も地元の金融機関に足を運んで相談してみてください」と言うしかありませんでした。社長の熱意に押されて、私も出来る限りのことをしようと思いました。

しかし、既に総額2,000万円の融資を受けていて、さらに3,000万円の融資が必要とは無茶な話です。しかし、この社長は諦めませんでした。せっかくチャンスが近くにやって来たのです。何度も銀行と交渉を続けました。しかし、銀行にもできることとできないことがあります。結局、どこの銀行も融資はしてくれませんでした。

ある時、N社に突然の訪問者がやってきました。ある大手地方銀行の渉外担当者でした。しかし、その大手地方銀行は数ヶ月前に社長が相談に行って門前払いを食らった金融機関です。

しかしながら、なんと3,000万円が融資されました。どうしてかって？そう、この金融機関はビジネスローンをスタートしたばかりだったのです。しかしながら、ビジネスローンでの融資でしたが、これは奇跡に近いでしょう。

当時、ビジネスローンをはじめたばかり金融機関は、貸し出し実績を作るため、どうみても無理だろう・・・と思うような案件にも無茶苦茶な融資をしていたと思います。こんなこともありましたね～。

<ここがポイント！>

中小企業は、まずは（起業時は）公的融資を中心に、そして銀行融資も活用しながら資金調達を検討していきましょう。もちろんノンバンクの活用も一つの方法です。ノンバンクに関しては、第6章にて解説します。

45. 銀行融資を獲得するコツは何ですか？

⇒この10年で審査基準は大きく変化しました。この現実をしっかりと理解してください。

「金融検査マニュアル」の出現で、金融機関は大きな転換を迫られることになりました。従来の審査のポイントは、誰もが知っているように「担保評価」、「貸出実績」、「地元での評判」、「今までの付き合い実績」などでした。(※金融検査マニュアルについては次章にて解説いたします。)

しかし、現在の審査のポイントは**「決算書の分析に基づく格付け」**で、これによって融資するかどうかが決まるのです(定量分析)。もちろん、従来の審査においても、決算書の内容は大切でしたが、他にも「担保評価」や「今までの付き合い実績」など(定性分析)が大きく重視されていたのです。

公的な制度については、決算書だけではなく、もちろん、定性的な部分も考慮してくれます。しかし、やはり利益の出ている決算書の会社には融資しやすいのです。

要は、簡単なことですよ。どちらにしろ、決算書が大きなウエイトを占めるのです。決算書次第で融資の可否は決まります。よって、故意に赤字を出したりして、節税ばかりしていると融資を受けられなくなる可能性があります。

この現状を頭に叩き込んでください。大げさな表現ではありますが、**「銀行は“よい会社”にお金を貸すのではなく、よい“決算書”にお金を貸す**」のです。

よい決算書とは何か？ 銀行が融資をしたい、と思うような決算書とはどういうものなのか？ 経営者は常にこれについて考えて欲しいと思います。

<ここがポイント！>

今や、銀行は“よい会社”ではなく、“よい決算書”にお金を貸す!!

第5章／銀行融資を徹底 攻略する!!(金融検査マニ ュアル編)

59. 「金融検査マニュアル」って何ですか？

⇒金融庁の検査官のためのマニュアルであって、金融機関のための融資マニュアルではありません。しかし…。

金融検査マニュアルを読んだことがありますか？ 先ずは、この金融検査マニュアルとはどういうものなのかを知ってください。世間でよく言われている、銀行の融資マニュアル、という定義は正確には正しくありません。

「金融検査マニュアル」とは、金融庁の検査官が金融機関の検査を行う際の基本的な考え方や具体的な着眼点などを定めた検査官のための手引書のことであって、決して金融機関の貸し出しに関するマニュアルではないということをご理解して欲しいと思います。

金融機関は、預金などが安全・確実な資産で運用されているかを自らの健全性の確保のために自己評価します。これを「自己査定」といいます。金融庁の検査は、この自己査定が正確に行われているかどうかをチェックするのです。

金融検査は、金融機関の健康状態（健全性）や営業態勢を検査するもので、「人間ドック」にもたとえられます。金融検査マニュアルは金融検査の手引書です。

実際、“にわか”資金調達専門家が増えてきた昨今、この意味を間違えている専門家も実に多いです。銀行の融資マニュアルである、と言い切っている資金調達専門家もいますよ。決してそういう意味ではないのです。

金融庁いわく、「別に金融検査マニュアル通りの見解で審査する必要は一切ありません。融資の審査は銀行が独自の基準でするもので、その結果に責任を持てばいいだけのことです」とのことです。（深～い文章ですね。）

さて、これは、平成11年4月に「**金融検査マニュアル**」が、平成14年2月に「**金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）**」がそれぞれ金融庁から公表されま

した。16年2月には「金融検査マニュアル別冊」の改訂が行われました。

それでは、その経緯について簡単に解説しましょう。

「金融検査マニュアル」では、債務者区分（※本章「59」を参考のこと）の判断にあたっては、債務者の経営実態を総合的に勘案して判断し、金融検査マニュアルの基準を機械的・画一的に適用してはならないとしています。

特に、中小企業等の債務者区分については、財務面における代表者等との一体性、企業の技術力、販売力や経営者本人の信用力等を検査の際にきめ細かく検証することが必要だとされているのです。

このため、14年6月、「金融検査マニュアル」を中小企業等の債務者区分などの検証にどのように適用するかについて、その検証のポイントと具体的な運用例をまとめた「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を作成し、公表しました。

金融検査マニュアル別冊については、検査官に対する研修での徹底や金融機関に対する説明会を開催したほか、借り手である中小企業経営者にも広く知ってもらえるよう、セミナーなども開催していました。（実際、私も何度か参加したことがあり、直接、金融庁の方のお話を聞いてきましたよ。）

まずは、金融検査マニュアルをダウンロードしてみましょう。あまりのボリュームに驚かれるかもしれませんね。

<※一部省略>

<ここがポイント！>

金融検査マニュアルは、検査官のための手引書であって、決して、金融機関の融資マニュアルではありません。しかし、金融検査は、このマニュアルが手引書になっていますので、金融機関だってこれを参考にします。よって、中小企業経営者にとっても、これを理解することが、銀行融資の成功に近づく第一歩だといえる（かもしれないの）です。

♪ Break Time ♪ ～ちょっと一休み～

◎ノンバンカーの悲哀・・・。

私は日頃、金融機関の方とお付き合いすることが多いです。都市銀行、地方銀行など・・・、そしてノンバンクに勤務されている方とも。

銀行員が飛び込みで新規の会社を訪れても、「今、資金には困っていないからうちはいいですよ。またの機会をよろしくお願いします。」と、まあそれなりに丁寧には対応してくれるそうですよ。

だけど、ノンバンクの場合はそうはいかないそうです。「今、忙しいから帰ってくれ。高利のぼったくりの癖に・・・」などと捨て台詞まで言われた方もいるそうです。もっとひどい場合は、塩をまかれたという話も聞いたことがあります（笑）。さらに、「完全に無視された」という話も聞きます。また電話セールスをかけても、いきなりガッチャンと切られることなんて日常茶飯事だそうです。

大手ノンバンクのNISさんは、以前「ニッシン」という社名でした。新規法人に営業すると、よく「日清食品の関連会社？」と聞かれたそうです（笑）。

ノンバンク業界・・・いやー、厳しい世界ですね。きっと私なら、すぐに胃に穴があいて、辞めちゃうかもしれません。そんな中、皆さんがんばっているのです。

まあ、これらの話はかなり大袈裟な例ですが、最近はそれほどでもないそうです。ノンバンクも良い意味で、かなり浸透していますからね。地方銀行の債務保証をしたり、公的機関の債務保証で融資をするようなノンバンクまであります。信用保証協会の債務保証を活用できるようにする、という話も政府からは出ているほどですから！

目玉出せ！ 内臓売れ！のイメージを払拭するのは大変だったようです。

第6章 / その他の融資手法を徹底攻略する!!

65. 公的融資や信用保証制度以外に活用可能な融資制度はありますか？

⇒もちろん、あります。しかし、利用方法を間違えると大変です。

これまで「公的融資」及び「銀行融資」について説明してきましたが、これら以外にもいわゆる「**ノンバンク**」の融資制度があります。これらも活用方法次第では有用な貸付だと言えますが、活用方法を間違えると大変なことになりますので注意が必要です。

当然ですが、金利が高いです。

これが最大のデメリット、リスクでしょう。

ところで、「ノンバンク」の定義をご存知でしょうか？ ノンバンクとは、預金業務や為替業務を行わずに融資業務を行っている金融会社をいいます。一般に、消費者金融会社や信販会社、クレジットカード会社、企業向け商工ローン会社などが「ノンバンク」と呼ばれています。

この定義は、学術的に決まっているわけではないので、ニュアンス的に感じ取って欲しいと思います。「NON BANK」のNONは否定形です。だから、銀行、信用金庫、信用組合など以外の金融機関・・・っていう意味でもよろしいのではないのでしょうか。

このノンバンクの商品は、大きく「事業者向け（商工）ローン」と「消費者向けローン」の2つに分かれています。

ところで、「銀行」と「ノンバンク」の違いは何でしょう。

ご存知でしょうか・・・？

銀行とノンバンクでは、融資原資の調達方法や、融資方法が異なります。銀行は、原則として預金資金を元手に融資を行っていますが、ノンバンクは銀行等から借入れた資金を融資の原資としています。

以前、「貸し渋り」をする銀行がノンバンクに融資を行い、そのノンバンクが高利で事業者や個人に貸し出していた訳で、この仕組みが世間の批判の対象となっているのは誰もがご存知でしょう。

<ここがポイント！>

ノンバンクのデメリットは、金利が高いということ。しかしながら、メリットは何かも考えてみてください。

♪ Break Time ♪ ～ちょっと一休み～

◎私が会ったブローカー その1 ～M資金ブローカー～

M資金って知っていますか？ もうプツツと笑っている方もいらっしゃることでしょう……。私もこの話を聞くと、「またか～」とってしまいます。

M資金（エムしきん）とは、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）が旧日本軍から接収し、現在も極秘に運用されていると噂される架空の秘密資金のことをいいます。Mは、GHQ 経済科学局の第2代局長であったウィリアム・フレデリック・マーカット（William Frederick Marcutt）少将の頭文字とするのが定説となっています。

この話を利用して詐欺をする悪質ブローカーがたくさん存在するわけです（M資金詐欺）。このM資金詐欺は、秘密資金を使って企業に巨額の融資話を持ちかけて、手数料や準備金、融資のための書類を作るための印紙税が必要だと言ってお金を騙し取る詐欺のことなのです。実際、有名な大企業が引っかかった事件もあります。

この手の詐欺師はたくさんいます。その方法も巧妙です。私は、あるブローカーから、ある都市銀行が1000億円を受け取った領収書まで見せられました。また皇室と一緒に撮った写真まで見せられました。また大蔵（財務）大臣の署名捺印のある書類など……。どうみてもこれらは偽造でしょう（笑）。

「これほどの人物なのだから、本当にM資金を引き出せる人物なのだ」と相手を信じ込ませるわけですね。素人は確かに引っかかるかな。悪党だ……。

しかしながら、このブローカーさんはさすがですよ。これまであったM資金詐欺師の中でもピカーです。巧妙です。スキがないです。これなら引っかかる企業はあると思ったほどです。

人間の飽くなき欲求がなくならない限りこのような詐欺はなくなりませんね。

第7章 / リスケジュールで会社を守れ!!

71. お金を借りたけれど、返済できなくなっていました。 どうすればよいのでしょうか？

⇒リスケジュール（通称“リスケ”）を金融機関に交渉してみましょう。ソフト・ハードの2段階で交渉します。

「資金調達した後、事業は順調で、借入金も滞りなく返済している」これが理想の形です。しかし、どの会社もすべて順調に事が進むわけではありません。

中小企業の経営基盤は、脆弱であるがゆえ、あるちょっとしたきっかけで、奈落の底に落ちる可能性だってあります。その結果、金融機関への返済もままならない経営者はたくさんいらっしゃることでしょう。

もし、あなたの会社がそのような状況に陥った場合、どのように対処すればいいのでしょうか？ ここで高利に手を出しますか？ 消費者金融に借りまくりますか？ これでは、多重債務者へまっしぐらです！

こうなったときはもう金融機関に“リスケジュール”（返済条件の見直し）をお願いするしかありません。決して、超高金利の融資（闇金など）には手を出さないで下さい。それこそ一巻の終わりです。

リスケジュールをすると、どのような効果があるのでしょうか？ 例えば、銀行に毎月100万円の借入金を返済しているとします。つまり年間1200万円を返済していたこととなりますね。仮に、1年間返済をストップしたら、1200万円の資金調達をしたことと同じ効果を得ることができます。リスケジュールは最終的な資金調達方法とも言えます。

さて、金融機関の返済原資は、決算書で解説すると「税引き後利益+減価償却費」です。これを超えるような返済は理論上できないはずです。また、返済できないくらいに経営状況でしたら、資金繰り計画表を作成してれば、二進も三進も行かない状況に陥っているのが明確に分かると思います。

今の世の中、「返済できないものは仕方がないじゃないか！」と開き直る風潮もあるようですが、それは資金を貸してくれた金融機関に申し訳ないと思いませんか？

やはり「借りたいものは返す」。

これが原則です。

しかし、どうしても返済が出来ない場合は、金融機関にリスケジュールのお願いをするしかありません。

具体的には、まず銀行に対して「毎月の返済を少なくして欲しい」と粘り強く、素直にお願いします（ソフトリスケ）。それで無理な場合は、多少強引にでもリスケを実行するしかありません（ハードリスケ）。

これは私見ですが、できれば専門家（コンサルタント等）に相談することをお勧めします。巷には、リスケ関連の書籍が並んでおり、読んでみると、「意外と自分でもできそうだ・・・」と思われがちです。しかし、十分なリスクやデメリットを考えずに安易にはしてはいけません。そういう意味では、一度は専門家の意見を聞いて欲しいと思います。

<ここがポイント！>

返済できない、高利に手を出しては危険だ！と判断したら、リスケジュールで会社を守るしかありません。できれば専門家に相談をしてください。

第8章／補助金・助成金を 徹底攻略する!!

78. 補助金・助成金って何ですか？給付金や奨励金とは違うのですか？

⇒原則として“返済不要”の資金であるという点では、ほとんど同じです。

補助金、助成金、奨励金、給付金などと様々な名称で呼ばれていますが、基本的には全て同じものと考えて下さい。国や地方自治体、財団などからベンチャー・中小企業等に対して支給している“**返済不要のお金**”のことです。もちろん大企業に支給する制度もあります。

ここで解説する「補助金・助成金」というのは、今、話題になっている自治体や独立行政法人に提供されるものとは違います。中小企業対策としての“補助金・助成金”であると理解してください。

融資には必ず返済が伴い、しかも金利がつきますが、補助金・助成金には返済もありませんし、金利もつきません。

補助金・助成金制度を実施している省庁には、厚生労働省・経済産業省・総務省・・・などがありますが、ほかにも各省庁の下部機構、周辺組織、財団法人などによる補助金・助成金、都道府県や政令指定都市など地方自治体独自の補助金・助成金制度もあります。

さて、補助金・助成金は、第1章でも説明したように一般的には以下のように大きく2つに分かれます。再度確認して下さい。ただし、この分類は勝手に私が言っているだけで、このように定義されているわけではありません。

1. 人材等に関する補助金・助成金（厚生労働省等）
2. 技術・研究開発に関する補助金・助成金（経済産業省等）

これら以外にも、総務省、文部科学賞、農林水産省、環境省など各省庁が様々な補助金・助成金制度を実施しています。

ここで、補助金・助成金に関する基本原則を覚えておいて下さい。

1. すぐには入金されない

制度にもよりますが、原則として「自社で支出した経費に対して、後ほど補助・助成される」わけで、すぐにもらえる訳ではありません。“先払い”ではなく、“後払い”なのです。

但し、一部、概算請求などができる“先払い”の制度もあります。

2. 必要事業資金の全額を補助・助成してくれるわけではない。

各補助金・助成金には、「助成限度額」と「助成率」が定められています。例えば、「助成限度額」が500万円、「助成率」が1/2という制度があったとしましょう。必要資金が800万円の事業の場合、その1/2の「400万円」を限度として助成してくれます。また、必要資金が2,000万円の事業の場合、その1/2は「1,000万円」ですが、500万円が限度額ですので、「500万円」が助成されます。

但し、“委託事業”のように必要事業額に対して全額支給する制度もあります。

<ここがポイント！>

補助金、助成金は、返済不要の資金です。こんなに有難いことはありません。是非、申請してください！ 申請しなくては採択されませんからね。

79. 補助金・助成金は本当に返済不要なのですか？

⇒基本的には、補助金・助成金は返済不要です。しかし、中には条件によって返済が必要となる制度もあるようです。

「補助金・助成金って何ですか？」という質問には、大抵「国や地方自治体、財団などから中小企業等に対して支給している“タダでもらえる返済不要のお金”のことです」という回答が常識となっています。

もちろん、この回答は間違いではありません。

しかし、補助金・助成金の中には、もし支給後に利益が出て儲かったら「一定額を納付して下さい」等と明記されている制度（一般的には“**収益納付**”等と言われる）もあって、その計算方法がきちんと定められています。

これはいったいどういうことでしょう・・・。

補助金・助成金の原資は何だかご存知ですか？「人材等に関する助成金」は主に雇用保険等が原資となっており、「技術開発、研究開発に関する助成金」の原資は主に税金等です。

簡単に言うと、これらは私達が何らかの形で国に納めているお金です。

つまり、もともとは私達のお金だったのです。私達から何らかの形で徴収されたお金が、補助金・助成金という形で、ある一部の企業に提供されているわけですね。ですから、基本的には返済不要な補助金・助成金の中にも、“収益納付”という規定がある制度もあるのでしょうか。

この収益納付ですが、例えば、「新事業開拓助成金（現在の「事業化助成金」）」の交付要綱27条では、「収益納付」について次のように書かれています。参考になりますので、読んでみてください。

第27条 事業団は、前条第1項の規定により提出された報告書により当該新事業開拓事業の実施結果の企業化又はその他当該新事業開拓事業の実施結果の他への供与等による収益が生じたと認めるときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

※助成機関に“返済する”ケースは上記の「収益納付」だけではない

以下の事例は上記同様、「新事業開拓助成金」の交付要綱18、19条です。

(交付決定の取消し)

第18条 事業団は、交付決定後、虚偽申請等不正事由の発覚又は助成事業者が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき、若しくは助成金を他の用途に使用したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(返還金)

第19条 助成事業者は、前条の規定による交付決定の取消しを受けた場合において、既に助成金の交付を受けているときは、その取消しに係る金額を事業団が指定する期限までに返還しなければならない。

2 助成事業者は、第13条の規定による中止又は廃止の承認に伴い、返還すべき助成金がある場合には、当該金額を事業団が指定する期限までに返還しなければならない。

3 助成事業者は、第17条の規定による額の確定通知を受けた場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の金額を事業団が指定する期限までに返還しなければならない。

返す必要があるときもある・・・、これが補助金・助成金なのです。また、悪質な受給を受けた場合、後ほど、企業名が公表される場合もあります。こうなったら、その会社のイメージは失墜しますね。

<ここがポイント！>

補助金・助成金は、返済不要の資金です・・・。しかし、制度によっては、収益納付という仕組みがあるのもお忘れなく・・・。また、不正受給はダメですよ。

第9章／法律承認の基礎 を理解する!!

96. 法律の承認とは何ですか・・・？

⇒中小・ベンチャー企業を支援する目的で作られた法律で、国からの“お墨付き”のようなものです。

「法律の承認」の「法律」とは、簡単に説明すると「中小・ベンチャー企業を支援するための法律」で、この承認を受けると、国から「この会社は大丈夫。すばらしい事業を行っていますよ」という“お墨付き”がもらえるということです。代表的なものに「中小企業経営革新支援法」と「中小企業創造活動促進法」などがありますが、これらは、現在、「**中小企業新事業活動促進法**」という法律に一本化されました。

<※一部省略>

それでは、法律の承認を受けるとどんな効果があるのでしょうか。

まずは様々な公的施策を受けられる可能性がアップします。しかし、これは**法律の承認をもらえば必ず利用できるということではありません**。“利用する資格が与えられる”と理解した方が正解でしょう。決して施策利用が保証されるわけではありません。

「準備されている公的施策に対し、申請する資格が与えられる、または申請の要件が緩和される」と理解して下さい。

それでは、申請をすれば、必ず“承認”してもらえるものなのでしょうか？

原則的に「要件や審査基準に合致すれば承認をしてもらえる」という表現が正しいと思います。行政側は「きちんと審査します」とのことですが、申請書類が受理されれば、「基本的には承認する」方向性で審査してくれると理解して差し支えないでしょう。私の経験では、受理してくれれば、ほとんどの会社が認定を受けています。

法律の認定・承認の主旨に合わない場合は、前もって「こういう理由で、本法の主旨に合わないので申請しても無理ですよ」と教えてくれるはずですよ。

<ここがポイント！>

代表的な法律に「中小企業新事業活動促進法」があります。この承認を受けると様々な公的支援を利用することができる可能性が高くなります。しかし、公的支援の利用を約束しているわけではありません。

あなたは今何をすべきなのか・・・？

最初のご挨拶でもお話をさせていただきましたが、今、あなたはすべきことを箇条書きにしてみます。できれば、資金調達のためには全て行うべきです。しかし、できるところからやってみてください。

- 1. [REDACTED]
- 2. [REDACTED]
- 3. [REDACTED]
- 4. [REDACTED]
- 5. [REDACTED]
- 6. [REDACTED]
- 7. [REDACTED]

1については、本E-BOOKでしっかりと知識のおさらいをしてください。特に4、5、6、ができていない企業さんは、明日から始めてください。くどいようですが、融資審査の大きなウエイトを占める要素は何でしたっけ？

もうわかっていますね。[REDACTED]

[REDACTED]本E-BOOKの中で何度も力説しています。

それと、[REDACTED]には十分に注意してください。

やることはシンプルです。だけど大変です。しかし、やらなければならないのです。私もお協力できることはしますので、一緒にがんばりましょう！！

〒212 - 0054 川崎市幸区小倉 618 - 1 - 204

マイベストサポート（MBS）吉田 学

F A X : 044 - 542 - 8987

E - m a i l : info@mbs-con.com

各種資金調達マニュアルのご案内

さらに専門的な知識を勉強したいと思ったださった方のために、資金調達マニュアル・シリーズをご用意しております。よろしかったらアクセスしてみてください。

1. 資金調達実務マニュアル（J10C）

→本格的にノウハウを必要としている士業、コンサル

→吉田のサポートを必要と感じている士業、コンサル

http://www.mbs-con.com/jitsumu_manual.html

2. 資金調達実務マニュアル（J5C）※お勧めです！！

→ノウハウを必要としている士業、コンサル

http://www.mbs-con.com/jitsumu_manual.html

3. 資金調達実務マニュアル（J48K）

→ノウハウを必要としている経営者

http://www.mbs-con.com/jitsumu_manual.html

4. 創業資金マニュアル

→創業資金ノウハウを総合的に身に付けたい方

→これから創業しようとしている方

→創業支援をしようとしている士業、コンサル

http://www.mbs-con.com/sougyou_manual.html

5. 国民生活金融公庫マニュアル ※お勧めです！！

→国金ノウハウを本格的に身に付けたい方

→これから創業しようとしている方

→創業支援をしようとしている士業、コンサル

<http://snavi.mbs-con.com/>

http://www.mbs-con.com/kokukin_manual.html

6. 公的融資マニュアル入門

- 公的融資の基礎知識に身に付けたい方
- これから創業しようとしている方
- 創業支援をしようとしている士業、コンサル

http://www.mbs-con.com/kouteki_manual.html

7. 助成金マニュアル（応用編）

- 助成金ノウハウを本格的に身に付けたい方
- 助成金支援をしようとしている士業、コンサル
- ※当マニュアルは研究開発系の制度のみを対象

http://www.mbs-con.com/jyoseikin_manual.html

8. 助成金マニュアル（基礎編）

- 助成金の基礎知識を身に付けたい方
- 助成金支援をしようとしている士業、コンサル
- ※当マニュアルは研究開発系の制度のみを対象

http://www.mbs-con.com/jyoseikin_manual.html

9. ビジネスローン攻略マニュアル **※お勧めです！！**

- 銀行融資であるビジネスローンの知識を身に付けたい方
経営者、起業家、士業やコンサルタント向け
- 銀行融資の審査の実情を知りたい方

<http://www.mbs-con.com/bl1.html>

10. IPOマニュアル

- 将来、IPOを目指す起業家、経営者向け
- 士業やコンサルタント向け

<http://www.direct-financing.com/>

11. IRテキスト

- 将来、IPOを目指す起業家、経営者向け
- 士業やコンサルタント向け

<http://www.direct-financing.com/irtext.html>

資金調達相談について

資金調達に関する有料面談相談を承っております。相談料は「**31,500円**」です（電話相談：10,500円）。また、大変申し訳御座いませんが、無料相談は基本的には受け付けておりません。何とぞご理解の程よろしくお願い致します。

※ご希望の方は、以下の URL からお問い合わせ下さい。

<http://www.mbs-con.com/postmail.html>

※資金調達支援等の詳細については、以下の URL をご参考下さい。

<http://loan.mbs-con.com/soudan.html>

私、吉田学のプロフィール

1967年大阪府生まれの神奈川県厚木市育ち、現在川崎市幸区に在住。神奈川大学卒業後、関東首都圏にCVSを展開する株式会社スリーエフにてスーパーバイザー、マーチャンダイザーを歴任。

現在、資金調達コンサルティング、FCコンサルティング、集客プランニングを主な業務とするマイベストサポート（MBS）代表。平成15年夏に約1000頁にわたる「資金調達実務マニュアル」を編纂する（現在はリニューアルによって約1350頁）。

主な共著に「究極の資金調達マニュアル」（こう書房）、「社長のための資金調達100の方法」（ダイヤモンド社）などがある。その他、ダイヤモンド社、日経BP、NP通信、企業診断、月刊店舗、企業実務等の専門誌に執筆。またアックスコンサルティング（旧シリエズ）から資金調達セミナービデオを発売している。